

さいたま市告示第983号

さいたま市職員総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）運営業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年6月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市職員総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）運営業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所執務室内

(3) 業務概要

さいたま市職員の総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）について、効率的、効果的な運営を図るための業務（受付、入力等）の実施

(4) 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(5) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並び

に中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

- (7) 本告示日を起算日として過去3年の間に、従業員1,000人以上の法人において、当該業務と同種の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 本業務の業務責任者及び副業務責任者を、常時配置することが可能な者であること。

3 企画提案に係る実施要項の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、実施要項を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市総務局人事部職員課
担当 厚生係 電話 048(829)1096

(2) 交付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月24日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、参加表明手続を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加表明手続を行っていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 1部
- イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の交付

参加表明書を提出した者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年6月26日(金)を目途に発送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(正本1部及び副本11部(複写可))

イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月13日(月)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、本市の定める業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部職員課

電話 048(829)1096 FAX 048(829)1998

9 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日(月)の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。